

協定書

新都市交通労働組合（以下「甲」という。）と神奈川都市交通株式会社（以下「乙」という。）は、神労委調第3-4号のあっせんの申請に係る紛争（以下「本件紛争」という。）について、神奈川県労働委員会の立会いのもと、解決することに合意したので、次のとおり協定を締結する。

- 1 甲及び乙は、本件紛争が発生したことについて遺憾の意を表する。
- 2 甲及び乙は、甲が月間取扱営収基準額を議題とする団体交渉を申し入れた場合、誠実に交渉し、給与算定の毎月の締め日までに合意することとする。ただし、天災事変その他やむを得ない事由がある場合は、甲及び乙は、早期の合意達成に向けて誠実に協議するものとする。

以上の協定を証するため、本協定書正本を3通作成し、甲、乙及び立会人が各1通を保有する。

令和3年7月9日

甲 横浜市中区翁町1-5
新都市交通労働組合
執行委員長

藤井 勇悟

乙 横浜市西区桜木町7-41
神奈川都市交通株式会社

代表取締役 伊藤 宏

立会人 神奈川県労働委員会
神奈川都市交通事件あっせん員

本久洋一

同 岡元茂樹

同 田原仁